

内閣府政策統括官（共生・共助担当） 任期付職員の募集について

内閣府政策統括官（共生・共助担当）では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（政策企画専門職（政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）付））（係長級）

2. 募集人員（1名）

配属先：政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）付

3. 職務内容

政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）では、

① 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策のうち公共分野における民間非営利団体等の参加及び多様な主体の連携の促進による共助社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関すること

② 市民活動の促進に関すること

をその事務としています。

その一環として、NPO情報管理・公開システム（以下、「NPOシステム」という。）を運用しています。NPOシステムは、内閣府NPOホームページ、NPO法人・施策ポータルサイト及び特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）に基づく申請・届出等をオンラインで行うシステムで構成されております。

今回募集する職員の職務内容は、当室が担当する業務のうち、NPOシステムの管理に関する以下の業務です。

- 保守・運用に係るプロジェクト管理及びガバメントクラウドへの移行を見据えた次期システム更改作業に係るプロジェクトの進行管理
- NPOシステムの運用、保守及び必要に応じ改修を行う民間委託事業者の監督・連絡調整
- 内閣府NPOホームページ等の情報掲載作業
- 上記の他、共助社会づくり推進担当内の係長級職員として、参事官及び参事官補佐を支えつつ、調整業務等を実施

4. 応募要件

以下の（1）～（3）のすべての条件に該当する方

（1）大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

（2）システム更改及びアプリケーション設計・開発に通算して5年以上従事した経験

を有している者又は同等の業務の経験のある方で、ウェブサイト（システムを含む）を分かりやすく、かつ、コンテンツを充実させるための改善・改良を行う能力を有する方

（３）Word、Excel及びPowerPoint等を不自由なく使用できる方

上記に加え、非営利セクターの活動や組織の実態及び制度に関する知見を有していることが望ましい

5. 応募資格

以下に該当する方は、応募できません。

（１）日本国籍を有しない者

（２）国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によるとされた準禁治産者（心神耗弱を原因とする準禁治産者以外の者）

6. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）（以下「任期付職員法」という。）に基づき常勤の国家公務員として採用します。

7. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

8. 身分

一般職国家公務員

9. 雇用期間

令和6年10月12日（予定、相談により決定）から1年間（5年を限度に延長もありません。）

10. 勤務時間・休暇

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始の休日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

1 1. 勤務地

内閣府（東京都千代田区永田町1-6-1）

1 2. 応募方法

（1）提出書類

ア）履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。（例：平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 （株）〇〇社〇〇部〇〇課勤務等）

イ）志望理由（A4横書き 2,000字以内）

ウ）職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※ なお、応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

（2）提出方法 郵送

（3）提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）

（4）提出締切り 令和6年8月30日（金）必着

※ 応募書類の提出状況に応じ、締切り前であっても随時面接（2次選考）を実施いたします。

1 3. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

1 4. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用しますので、あらかじめ同カードを取得していただく必要があります。

1 5. 連絡先

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）

担当：樋口、西村 電話：03-5253-2111（代表）